

令和2年9月3日

1. 出席議員

1番	中島	信二	11番	萩尾	洋
2番	高山	正信	12番	服部	良一
3番	青木	勉	13番	大坪	久美子
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

14番	寺尾	高良	21番	松崎	辰義
-----	----	----	-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	松尾	一秋
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
企	画	馬場	浩義
定	住	平	武文
観	光	荒川	真美
商	工	山口	幸彦
市	民	野田	勝広
環	境	石橋	信輝
子	育	平島	英敏
介	護	橋本	妙子
林	業	若杉	信嘉
第	二	堤	辰幸
学	校	郷田	純一
矢	部	木田	博徳
星	野	向	智宏

## 議事日程第5号

令和2年9月3日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
- ・討 論
- ・採 決

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

---

### 本日の会議に付した事件

第1 議案審議

報告第6号 株式会社クリエイトやべの令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告について

報告第7号 一般財団法人星のふるさとの令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告について

報告第8号 一般財団法人秘境柚の里の令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告について

報告第9号 一般財団法人FM八女の令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告について

報告第10号 令和元年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第87号 専決処分について（令和2年度八女市一般会計補正予算（第4号））

議案第88号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 八女市社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 八女市奥八女焚火の森キャンプフィールド条例の制定について

議案第91号 指定管理者の指定について

議案第92号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第5号）

議案第93号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和元年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度八女市水道事業会計決算認定について

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

---

午前10時 開議

**○議長（角田恵一君）**

皆様おはようございます。本日から議案審議でございます。台風9号の被害状況は幸い少なく済みましたけれども、今回また台風10号という大きな台風が近づいております。皆さんにおかれましても、週末、気をつけていただきたいと思いますし、また、執行部の対応もよろしく願いしておきたいと思うところでございます。

お知らせいたします。議案質疑表、高橋信広議員及び森茂生議員要求の議案質疑資料、委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。また、寺尾議員、松崎議員からの欠席届を受理しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

**日程第1 議案審議**

**○議長（角田恵一君）**

日程第1. 議案審議を行います。

報告第6号 株式会社クリエイトやべの令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○6番（田中栄一君）**

令和元年度事業報告及び令和2年度の事業計画で、シルバー人材派遣部門による作業収入が、ここ数年減少し、厳しい状況であるから今後見直していくということでございます。

この部門の経年状況については、受託件数とか受託額の状況の資料を頂いておりますけれども、今後の見直しのポイント、ここら辺について会社としてどう考えられているのかというのをお尋ねしたいと思います。

あわせて、元年度の純損失が2,500千円ということです。当面の経営については、現金・預金が46,000千円弱ありますので、差し当たって支障はないと思っておりますけれども、経営改善が大きな課題ではないかと思っております。営業の範囲を広げるためにも市民の皆さんにこういう会社があるということをもっと周知していただければと思います。これは会社の方針決定によるものですから、あまりあれですけれども、この点に対する市の指導とか考え方、そういうものについてお尋ねをしたいと思います。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

まず、シルバー人材の関連で事業報告及び計画書に見直しということで計上しております。実はクリエイトやべにつきましては、議員御存じのとおり、農作業等における高齢化に伴う

労働力不足を解消しまして農地等の保全を図っていくことも一翼を担っている会社でございます。この中でも草刈り、それから、草取りなどの農作業とか、あと、軽微な作業につきましては、クリエイトやベにおいてシルバー人材の登録を行いましてシルバー人材の派遣をしているところでございます。

このような中、現状としましては現在シルバー部門の登録者数が3名ということでちょっと少のうございます。そういったことも併せまして受託件数も人数の関係で減少している状況でございまして、シルバー人材の派遣は登録されている方の活用によりまして、クリエイトやベの作業の配分とか、職員の配分とか、効率化を図っていく上でも大きな影響を及ぼす重要な役割を果たしていると思っておりますことから、これにつきましては今後シルバー人材部門の強化、人員増とか、募集をかけてもう少し増やしていくとか、そういった形で強化も踏まえ、運営方法等の見直しを図っていこうというところで考えているところでございます。

あわせまして、周知の関係でございます。

現在、クリエイトやベの作業員として、部長を含めまして6名体制でやっております。そういった中で、これまでも山林業務、それから農作業、あわせまして倒木の処理とか、そういったのり面、これは公共事業として受けてやっているところでございますが、昨年につきましては若干そこらあたりで損益が2,500千円出ているところでございます。

今後はここらあたりの、例えば、単価、これは取締役会でもありましたが、全般的な受託作業の単価、あわせまして特に条件の悪い箇所受託作業の単価等の見直し等も図っていった方がいいんじゃないかという取締役会の意見でもありましたので、そういった部分を踏まえて、今後そういった単価の見直しや作業の効率化を図って極力収益を上げていくような形で取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

そういうことを踏まえて、やはり営業ですね、先ほど言われました周知の関係でございまして、もっともっと営業をやりながら、そういった部分で林産作業の受託を増やしていくというところで今後指導もやっていきますし、これまで災害復旧等がかなりの収益を上げる部門、それから、林産事業の部門で収益を上げる部門ということで、そこらあたりが収益力にはかなり影響してきますので、大きくそこらあたりを伸ばしていくということで、周知も含めて営業活動も併せて活発にやっていくということでうちのほうとしても指導はしていきたいと考えているところでございます。

#### ○6番（田中栄一君）

今回台風10号が接近しつつあります。風倒木等もかなり発生すると危惧しておりますけれども、国県指導については業者さんの協力業者さんもおられます。ただ、先般の一般質問でもお話があったように、業者数がかかなり少なくなって手が回らない部分もあるかという中で、八女東部関係は特にそういう指導関係については非常にそういう倒木の処理に地域の力が減

少しております。そういう中では、こういったクリエイトやべなんかの活躍を期待しておりますので、よろしくそこら辺御指導をお願いしたいと思います。

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第7号 一般財団法人星のふるさとの令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○8番（高橋信広君）**

まず、お聞きしたいのは、令和元年度の実績の中にコロナの影響というところがあるかどうか。というのは、実績を見ますと、ほとんど変わらないんですが、あるかどうかによって全然違うので、まず、それについてお聞きします。

**○星野支所長（向 智宏君）**

コロナの影響についてですが、星の文化館、茶の文化館のキャンセルが発生しております。星の文化館につきましては3月から4月にかけてのキャンセルなんですけど、52件173名のキャンセル、茶の文化館につきましては22件617名のキャンセルということになっております。

**○8番（高橋信広君）**

分かりました。

あと、この中で事業が星の文化館、茶の文化館、森の工作館、それから、星野焼という4つの事業をやっていただいておりますが、その中でちょっと気になるのは茶の文化館の入り込み客が前年比にして1,100名、収入としても3,200千円ほど減っております。ここで変えられたことはたしか入場料を取らずに、その代わりに、入場料と合わせてお茶をサービスということであったと思うんですけど、そのあたりの影響はないのかなと危惧していますが、そういうことを含めてどういうことで下がっているのか、これについてお答えいただけますか。

**○星野支所長（向 智宏君）**

一番の影響につきましては、昨年8月28日に発生いたしました豪雨によりまして県道52号

線の長尾地区が、県道の路肩が崩落いたしまして、大型バスが通行できないという状況が今年の6月いっぱいまで続きました。この関係で団体客のキャンセルが結構発生をしたということが一番の原因かと思われまます。

**○8番（高橋信広君）**

ちょうどこういう時期ということと、それから、当面は観光というところで非常にアゲンストが吹いていますので、これからどうするということについては御検討いただくんですが、昨年、特に星の文化館と茶の文化館、これは思い切って民営化もどうですかというお話をしたところ、今後検討する一つの材料だということも課長はおっしゃっていましたが、この時期に今後将来に向けてどうしていくかという議論を進めていただけるのかどうか、このあたりをお聞かせいただけますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

昨年、多分議会のときに今後もという話をさせていただいたかと思えます。指定管理施設につきましては5年に1度募集をかけてやる中で、昨年も申し上げましたように、いかに地域にお金を落とさせていただけるような業者さんが入っていただくのか、また、将来的にはその業者さんが民間移譲という形になっていけば、そこで資金の分も指定管理料も減っていくということになるかと思えます。特に今おっしゃいました茶の文化館、星の文化館につきましては、お客様にとってもとても魅力的な施設だということでもありますので、今後、広告であるとかPRとか、そういうところをしていながら収益施設に伸ばしていきたいと思えます。

今が指定管理をやって3年目になりますので、あと2年、この間にどのくらい上がるのか、あと、コロナがどういう状態になるのかを見ながら調整させていただきたいと思えます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

茶の文化館、それから、星の文化館にも非常に期待しておりますので、観光の拠点となるようにこれからも議論していただきながら、さらに発展するように希望いたしまして終わります。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の

法人については毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第8号 一般財団法人秘境柚の里の令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第9号 一般財団法人FM八女の令和元年度決算及び令和2年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第10号 令和元年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第87号 専決処分について（令和2年度八女市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○6番（田中栄一君）**



すみません、1点だけお尋ねします。

7ページの3款4項、1目災害救助費のうちに修繕料が6,000千円計上されております。この内容についてお尋ねしておきます。

**○定住対策課長（平 武文君）**

お答えいたします。

これは準半壊の被害を受けられた家屋に上限300千円で応急修繕を行うものでございますが、この300千円の20件分という積算で計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第87号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第88号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号 八女市社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号 八女市奥八女焚火の森キャンプフィールド条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第91号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。10番牛島議員。

**○10番（牛島孝之君）**

まず、資料に基づいてお聞きいたします。

選定結果についてということで株式会社YMサービスを選定しました。選定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

株式会社YMサービスが指定管理者になっておりますが、言えるのか分かりませんが、ほかに何社ほど募集に応募されたのか、その会社名を言えないなら言えないで結構です、何社なのか、まず、お聞きします。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えします。

業者名は非公開ということになっておりますので、業者は2社ということでお答えします。すみません。3社です。YMサービスを含めて3社となります。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

資料の42、43ページ、貸借対照表、資産の部、現金預金9,906,460円、活動計算書の中で人件費合計26,603,512円となっておりますけれども、この人件費の内訳は分かりますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

この人件費につきましては、現在、西洋フードさんに雇用されております正職員、契約社員、臨時職員、それも保険の利く人と利かない人、その人数をそのまま丸ごと出した数字でございます。ですから、現在の西洋フードの試算の分をそのまま入れてあるという形になるかと思えます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

聞くところによりますと、プールがなくなる、直売所もほとんどないような状態の縮小と聞いておりますけれども、この提案に対して執行部としてはどのような考えであったのか。はい、そうですねで終わったのか。直売所というのが地元の生産者の方が今まで出していました。それがなくなることが地元の方たちがせっかく出すことがあった、意欲がある人が、

ちょっと話を聞いておりましたのですが、どういういきさつで直売所がほとんどないような状態の縮小、あるいはプールがなくなることについては、どのように聞いてありますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

まずは、直売所の件でございます。

これはなくなるものではございません。直売のシステムはやっておりますし、もう一つ、屋外のほうにマルシェという形で小さなお店の小屋版というか、屋台みたいな、そういうところでの販売を考えておりますし、今後、YMサービスさんが提携を結ばれましたから、業者さんと地域の生産者の方が毎月会議をしていきながら、どういう状態で物を売っていくかの検討をしておりますから、今後全くなくなるとか、そういうものではないということが1点と。

もう一点につきましては、今後そういうやる気のある生産者の方が地域に、べんがら村に関わっていただくような仕組みづくりを市のほうとしてもべんがら村さんのYMサービスさんには申入れをしていく予定でございます。それが1点。直売所ですね。

もう一点、プールにつきましては、このプールにつきましては、実は水の確保であるとか、老朽化、また、そこに伴う監視員さんの雇用とか、コストをマーケティング調査した結果、今グリーンピア八女さんにプールがあるというの也有りますが、そこと比べれば、ニーズが少なくなっているのではないかという提案を業者と、また、地域の方たちとの話の中で出ております。

そこで、そこを改修することによって新しい可能性を秘めた遊び場、要するに人の集まる場を提供するためという提案がございましたので、計画の中ではプールのほうを廃止という形で進めていこうと考えております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

事業計画書の中に、令和2年4月よりくつろぎの森グリーンピア八女、池ノ山荘ほか2施設の指定管理者を八女市より仰せつかっておりますとなっております。それは文言の一つですけれども、仰せつかっておるといのはちょっと、自分から応募して選ばれたのが、ちょっとそこら辺が何か時代錯誤かなと思っております。それは文言ですので、結構です。

それと、54ページ、2020年4月より指定管理者としてグリーンピア八女、池ノ山荘ほか2施設の運営を開始となっております。

58ページ、グリーンピア八女、池ノ山荘ほか2施設の合算損益計算書、令和2年4月から5月まで、4月営業利益1,100千円、5月マイナスの477千円、恐らくこれはコロナの影響とか、そういうのは考えられますけれども、今の状態でコロナが収束しておりません。そういう場合に、確かに指定管理料というのがありますでしょう、指定管理料は今年度は幾らにな

りますか。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

指定管理料、べんがら村におきましては補正をしておりますので、17,948千円が指定管理料になります。これはコロナに伴って前回の議会において補正を入れた分を含んだところとなります。例年であれば、大体16,000千円という計算になっております。

以上です。

#### ○10番（牛島孝之君）

62ページの7. べんがら村直売所組合との連携という中で、改修により直売所機能が失われることから同組合は解散となる可能性があります。確かに言われたように、その次のところに、マルシェやコモンキッチン等において地元生産者との連携は不可欠であると文言では書いてあります。恐らくこうなったら、地元の方との接触というか、せつかく地元の方たちが今まで出してあって、いろいろ前ありましたのは聞いております、やる気もあっておられましたけれども、どうもやる気がなくなると。本人さんからこれは直接聞きました。そこら辺を今からどうされていくのか。文言でこう文章で書くのは簡単なんです。人と人の信頼は文章ではありませんので、そこを行政も入ってどのように今後されるのか、お聞きします。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

議員がおっしゃったように、文言で文章で書くのは簡単だけということですが、確かに現在生産者の方々とべんがら村の方と、それと、行政と入りまして、大体毎月1回打合せをしながら、どういうもののニーズがあるのか、どういう分が売れるのか、来年の4月以降はこの生産者組合がどうなるか分からないという状況の中でも、確かに物をお客様に売るだけではなくて、レストランで使用するお野菜であるとか、そういう地域連携も図られるわけですよね。可能性として今後どういう形で生産者の方が中に入られるかということは、YMサービスさんが次の改装をされる時に変わってくるかとは思いますが、それでも企画として提案されているプロポーザルのコンペのときに出了れた企画書ですので、それを基に審査をして決めた会社でもございます。ですから、今後その企画書を基に、または状況ですよ、コロナの状況がどうなのかとか、そういうのを基に。

それともう一つ、運営の中でレストランであるとか、喫茶とか、マルシェとか、そういうところにどれだけ地域の方が入ってこられるかという連携については、市のほうもしっかり入って話を進めていければと思っております。特にべんがら村については八女市において唯一の指定管理施設でもあり、ここを拠点に、先ほどの星の文化館であるとか黒木とか、そういうところにいろんなお客様が回っていただければよろしいかと思っておりますので、そういう取組で密になる観光施設等との連携を図りたいと考えております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

べんがら村には以前JAも出資しておりました。今、筑後にありますよらん野が、10億円近く売り上げております。できれば、もう一回、こういうJAさんあたりと話し合いをしていただいて、よらん野と同じ品物がありますという、わざわざよらん野まで買いに行かなくてよかったですよ。そこら辺の何か特色を出さんと、直売所はなくなりますけど、マルシェがありますとか、それでは果たして人が買いに来てくれるのか、ちょっと疑問に思いますので、もしよかったら、できるできないじゃなくて、そこら辺はJAさんとの話し合いをぜひしていただきたい、そう思います。

それと、73ページの従業員の管理体制、この中で改修により廃止となる部門を担当していた方は、改修期間中にグリーンピア八女、池ノ山荘ほか2施設において研修を行いますと。当然この従業員さんたちはそのまま研修が終われば雇用になると思うんであるだろうと思うんですよね。そこら辺の確認はしてありますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

YMサービスさんがプロポーザルによって取られた後に従業員さんたちの面談によってどうされるのかという聞き取りを全部されていると聞いております。また、市内に今事業所がありますので、そこでの研修によって、例えば、レストランの方が直売所に行くとか、そういう形になるかと思いますが、その教育については各従業員さんには連絡は行っていると聞いております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

従業員の方は不安な立場だろうと思うんですよ。行政からも指定管理料を払っている以上、要するにいろんなところで言う非正規とか、そうならないようにぜひYMサービスさんとお話をしていただいて、従業員さんの不安を取り除くように頑張ってくださいと思います。

終わります。

**○17番（森 茂生君）**

先ほどの話ではプールがなくなるということですがけれども、プールがなくなると、八女市健康増進施設条例というのがあります。これによりますと、健康拠点施設、それに市民プール施設となっています。そして、最後のほうになると、利用料ですがけれども、入湯料、あとは市民プール関係で全部です。ミニスパから、休憩室から、プールから、研修室か。プールがなくなるのであれば、これとの整合性がどうも取れないんじゃないかと私は思うんですけれども、そこら辺どのようにお考えなのか、お伺いします。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

議員おっしゃるとおり、疑義が生じるかと思えます。もちろん事業が始まる前には改正をさせていただきますして事業を進めていこうと考えております。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、今は改正になっていないけれども、事業が始まる時は改正されるということですね。はい、そしたら分かりました。できれば、条例改正した後、事が進むのが本当かなと私は思ったんですよ。何か事実関係が優先する。そして、今度の指定管理関係はプールがないという前提で全て計画がなされています。大規模改修もプールもありません。しかし、条例はプールがある前提でありますので、本来なら、事前にこのように行きますという皆さんの合意の下に条例改正して、そして、次に進むのが私は筋なのかなという気がしたもんですから。ここら辺どうでしょうか。私の考えがおかしいんでしょうか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

今、現在はちょっとお休みはしていますけれども、プールも運営しているわけですね。だから、途中で急に条例を改正する日にちによるかと思えます。だから、今ちょうど設計をやっております、来年工事に入る前、工事に入るまで1年ございますので、その間にはきちんと整備をさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。整合性が取れるようによろしく願います。

それから、ちょっと気になったんですけども、59ページに株式会社YMサービスの貸借対照表というのがあります。預金が151,097千円となっています。えらいこの会社は預金を150,000千円から持っているのかなと、私は桁違いかなと思ったんですけども、単位が千円ですので、たしかそうでしょう。150,000千円の預金でしょう。これは違いますかね。写りが悪いんですけど、単位は千円じゃないんですか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

この金額は指定管理料を入れたので、預金がいっぱいあるようになっています。指定管理料は先ほどもお話ししましたように、前回の議会の6月のときに補正しております。これについては緊急を要するというので支払いも終わらせておりますので、その分が入っておりますから、この金額がこのまま入っているところです。先ほど申し上げましたように、追加して出したやつがございますので、こういう状態になっております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

預金は分かります。それから、その右側の表で見れば、前受金（指定管理料）となってい

ます。これが122,000千円です。ですから、このお金があるから当然預金が増えるというのは分かりますけれども、前金で1年分払ったということで理解していいのでしょうか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

全額一括で払っております。

**○17番（森 茂生君）**

私もいろんなところを調べてみました。全国をいろいろ調べて当然前金で払っているところもあります。ただし、四半期ごとの前金です。ですから、1年間丸々前金で払っているところは私は知りません。前金で払っているところすらほとんど四半期ごとですので、3か月分です。ですから、例えば、4月からなら4月に、4、5、6月分を前金で払う。これは一般に行われております。それを1年分丸々、120,000千円を丸々払うというのは私は聞いたことがありません。なぜ四半期ごとにするのかというと、もしも、何かの都合でお金を持ってどこかドロンしてんですか。これは実際あるんですよね。だから、一遍には渡さずに、せいぜい前金で渡すにしろですよ。ここら辺、私はおかしいと思います。いかがでしょうか。普通そういう事例ありますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

コロナの影響ということで今回指定管理料を増やしたりということで検討した結果、いきなり払ってしまった理由はどのくらいコロナが続くか分からないというのもございました。それと、グリーンピア八女についてもどこでも夏休みの期間中は一番繁忙期であります。そこで、相当締めていかんといかんで、従業員さんたちの雇用とか給料とかどうするのかといったときに、まず払おう。そして、その後、精算をきちんとしていただくという話にしております。

今、議員がおっしゃったように、プロポーザルのコンペのときに指定をしているのに、途中でドロンとするような会社ではないと思うんですが、先ほど議員の質問でよそがそういうことをしているところがあるかどうかというのはうちのほうではまだ調べておりませんので、分かりません。ただ、うちのやり方としては、今回、従業員さんのこと、地域のこと、特に観光施設については収益だけではなくて、地域の方の雇用並びにそこに付随するものが入っておりますので、早くお金を払ってあげたりとか、そういう対策のために事前に支払いをしたところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

コロナといえば、今そういう状況ですので、分からん話ではないわけです。それなら、それのごときちっと事前に、こういう状況があります、私は運営委員もさせてもらっていますので、そういうときにきちっと合意をやってやらんと、こそっとじゃないんでしょうけれど



も、こそっとやってみたいな感じがしてならんわけです。恐らくこれは全国的にこういう例は私はないと思います。

これが札幌の出している例ですけれども、例外的に前納を認めるということです。さっき言うように、認めても3か月分をせいぜいするぐらいです。そして、ここにさいたま市議会の委員会提出議案、概算払いや前金払いによる支払い方法の云々は慎重な判断を求めるということでさいたま市議会も議決しています。

なぜかという、指定管理との協定の中で7割が前渡金をやとったということですから、これは議会としても黙っとかれんということで、わざわざそういう前渡しするときは慎重に判断されることを強く求めますという決議文を上げています。

ですから、例えそうしても3か月分ですよ。丸々1年分というのは聞いた話はないですよ。これは私は納得しませんけど、もしものことがあったら、誰が責任を持つんですか。誰が責任を持つんですか。

**○議長（角田恵一君）**

森議員、今の質疑については、もしものときというのは、例えば、会社が倒産とかしたときの責任の所在ということで理解してよろしいのでしょうか。

**○17番（森 茂生君）**

お金の問題は全国的にどこの自治体も非常にシビアです。ですから、例え前金をやるにしろ、3か月分。ちょっと私も勉強してみましたら、最悪の場合を想定しているんですよ、最悪の場合はどうかという、会社がまだできたばかりですよ、まだ2年ぐらいしかたっていない会社です、実績もない、そういう会社だからこそ、きちっとした、西洋フードとか基盤を持っているところなら、それは何とかなるかもしれませんが、実績もない会社が、こう言っちゃ失礼ですけども、ある日、突然姿を消したということになれば、取り戻すのは非常に労力的に負担がかかるわけです。だから、少しずつ払うわけです。これは一般常識だろうと私は思います。誰の決断でそういう1年間出すとしたんですか。誰の決断ですか。

**○企画部長（石井稔郎君）**

これにつきましては先方の業者さんとは協定書を結ぶわけですね。基本協定をまず結びます。基本協定の中にはそれぞれそういう状態が生じたときにはという規定まで細かく加えていますので、仮にとんずらしたときあたりの求償権ももちろん当然こっちは持っていますので、そういったところは基本協定の中に入っておりますので、その心配は要らないと思います。

あと、支払いの関係ですが、支払いについては年度協定の中でうたっています。今回、年度協定については年度協定書の変更を先方と取り交わしておりまして、指定管理料は一括で支払いますが、余剰金が生じた場合には余剰金は納入金として返還しますよというところも

しておりますので、先ほど課長が申しましたとおり、一括で支払ったのはそういう諸事情によるものなのですが、年間通してした場合の決算として余剰分はきっちり納入金としていただくということは通常の年度のやり取りと変わらないので、その手続については私は誤ったやり方ではないと思っております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

もしものときの協定はどのようになっていますか。

**○企画部長（石井稔郎君）**

経営状況の悪化等によって指定管理業務を行うことが不可能になる、あるいは困難になったときについては、年度協定には市のほうが指定管理を取り消すことができる、あるいは指定管理業務の一部または全部の停止を命ずることができるとなっております。

そして、甲と乙の協議ですから、そのことに基づいて先方と八女市のほうで協議を行って、その清算については協議をして決めるとうたっておるところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

先ほど求償権もきっちり決めていると言われたと思います。決めてあるんでしょう。もしも、そういうときはどうするのか。極端に言えば、裁判所はどこの裁判所を使うとかよくあるじゃなかですか。そういうのは決めてあるんですか。

**○企画部長（石井稔郎君）**

そのところの求償というところはそこも含めたところでの協議になりますが、この協定書の中の文言としては甲乙の協議に基づくこととなっております。ただ、求償だとか、あとは損害の賠償だとかについては、その協議の中で協議をしていくその中身になっていくものでございまして、私がさっき求償権と言いましたのは、当然そのところも含めたところで協議の内容になるだろうと解釈をして申し上げたところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

ここでこれ以上先には進まないもので、89ページを見ますと、上のほうですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、収入を合理的に算出することは困難だと考えています、これは向こうが言われたことです。当然、今の時代ですので、ここに収支計画書というのはありますけれども、とても今の時点でこれをきちっと確保するというのは、特に観光施設でするので、コロナの状況で大きく変わってきます。それで、ここに3年度、4年度、5年度、ずっと計画されておりますけれども、もしも、コロナの影響でこれがずっと持ち直さなかった場合、1年、あるいは半年ずっとかかったとするなら、資金力がある会社すら、相当な体力がないと持てんだろう。そういう場合、どう想定をされているのか、お伺いします。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

まずは、コロナがいつ収束するかは誰にもまず分からないということですよ。その中において、このままずっとコロナが続いていったら、じゃ、どうするのという話になると思いますが、これはうちの八女市だけの話ではなくて、国全体の考え方のような気がしてならないんですね。うちとしては、一番は何で観光施設を市がやるかという、そこに生まれる雇用ですよ。そして、その雇用が生まれたところで、例えば、今度はガソリン屋さんでも灯油屋さんでも何でもなんですが、地域にお金が落ちるような工夫をするために施設があるかと思います。現在、観光振興課のほうでは大体20施設持っておりまして、従業員数はトータルで約200名、200名の方の家族があるわけですよ。そう考えていけば、なるべく続けていきたいのと、そのためにはうちとしては広告をすることによって一人でも多くの人に足を運んでいただく政策をするしかないと思います。

だから、もし、コロナがまだまだ続いたらどうするかというのは、ちょっと今のところははっきり申し上げると想定できないです。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、もし、赤字が出たとします。その場合、どうされますか。

**○議長（角田恵一君）**

森議員に申し上げます。今の観光振興課長の答弁で、今の段階では想定できないというのも、この指定管理を受けた上での営業の状況を見てということで、今の段階では想定できないという答弁が出ましたけど、具体的にどういうことを求めておられますか。

**○17番（森 茂生君）続**

最悪の場合を想定したものでないと私はだめだと思んですよ。そこら辺のちょっとしたとなら、個人対個人なら、まあ、しよんなかたいで終わりかもしれませんけれども、あくまで公金ですよ。ましてや大規模改修は次に待っています。そして、もし、その上に赤字にするならどうなるのかということも、ある意味想定しておかないと、被害を被るのは八女市民に直接来るわけです。ですから、赤字の場合、想定はどうされますか。ここははっきりさせとってください。

**○企画部長（石井稔郎君）**

私からいいですか。

さきの協定書に基づく話なんですけれども、例えば、コロナとか、これも天変地異に関わるような不可抗力だろうと思いますけれども、そういったことに起因して損害、損失があった場合は、これも甲と乙の協議ですから、先方と市の協議に基づいて費用負担等を決定するものとするという条項を入れております。

したがいまして、これもコロナによってとか赤字が生じた場合、甲乙の協議によってその費用負担を決めていく。先ほどの繰り返しになるかも分かりませんが、そういったことでさ

せていただきたいと思います。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

令和3年度の収支の予定ですけれども、ビールだけが収入があつて、あとは収入はゼロになっています。当然改修のために営業できないだろうと思います。しかし、支出は当然いろいろ出てきます。従業員さんのはほぼ満額に近い金額を計上されております。その場合、工事期間中、先ほど言われたように、従業員さんは研修なり、ずっと1年間研修なのか、多くの従業員さんを1年間遊ばせずにといい失礼ですけれども、どのように有効に活用していかれる計画なのか、そこをひとつお聞かせください。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

従業員につきましては、先ほど研修というお話をしましたが、ずっと研修ではなくて、例えば、べんがら村にいらっしゃったレストランの方がグリーンピア八女で研修をして夏場のプール監視に行かれるとか、そういう事業をされます。そういうことによって、例えば、グリーンピアで雇っていたパートさんとか学生アルバイトが減りますので、経費は減ることになるかと思ひます。

ですから、先ほども言ひましたように、まず、従業員さんと次の会社が話し合いをして、自分が続けるといふ人もいるし、辞めるといふ人もおるし、行きたいといふ人もいるかと思ひますから、一人一人お話をきちんと聴いて、そして、次の雇用が生まれるような形をしていきたいと思ひております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

大体80,000千円ほど人件費が計上されておりますけれども、令和3年度は76,000千円、あんまり変わらんわけですよ。若干少ない見積りです。通常の場合とほとんど一緒なわけでしょう。そこら辺きちんと積算されて76,000千円といふのは出されたんですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

現在べんがら村で雇用してあります人数、一人も欠けることなく次の仕事場に行ったところを計算しておりますので、積算はきちんとしております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○17番（森 茂生君）

先ほども言いますように、前渡金を1年間やるというのは私は聞いたことがありません。やったにしろ、四半期、3か月分ということでないと私は納得できません。

以上のような理由で本案には反対します。

○10番（牛島孝之君）

いろいろ申し上げましたけれども、そこに雇用されてある方、こういう方が職を失わないように、執行部としてもきちっとYMサービスさんと話していただいて、さっき課長が言われたように、独り者であればいいですけれども、そこに家族がある、その方が路頭に迷うということでは困ります。いろいろな不具合というか、いろいろありますけれども、そういうことがないようにして、地場産の農産物、先ほども言いましたように、当初はJAも入っておりました。よらん野とかは非常に売上げが上がっております。ぜひJAあたりと交渉していただいて、頑張ってください、そういうよらん野の支店とは言いませぬけれども、そういう同じような品物を出していただけるように努力していただきたいと思います。

賛成の立場より討論いたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。8番高橋信広議員の質疑を許します。

○8番（高橋信広君）

議案第92号で2点質問させていただきたいと思いますが、1つは新型コロナウイルス感染症対策の地域活動支援金事業ということを出していただいています。まず、この事業の背景

と、それから、この支援金の支給の方法、あるいは支給が出た残金が出ればどうするか、このあたりも含めて少し詳細を御説明いただきたいと思います。

**○総務課長（秋山 勲君）**

それでは、まず事業の説明についてさせていただきます。

今回の事業の目的につきましては、行政区が行います地域活動におきまして新型コロナウイルス感染症の予防や感染拡大の防止の取組に対しまして支援金を交付するものでございます。

予算規模は25,500千円で、その内訳といたしまして、支援金の基本額が1行政区当たり100千円、加算額といたしまして、自治公民館を複数設置しておられる行政区がありますので、公民館が1か所増えるごとに50千円を加算させていただきます。

支援金の使い道ですが、公民館の手洗い場、換気扇の設置など、簡易な公民館の改修、空気清浄機などの備品の購入、マスク、消毒液、手袋などの備蓄品の購入などを想定いたしているところでございます。

それから、具体的な申請の手続から事業実施までの流れということで御説明をさせていただきます。

まず、行政区のほうから交付申請書を提出していただきます。あわせまして、収支予算書を提出していただきます。提出をいただきました収支予算書のほうを確認させていただきます。支援金の対象になるのかどうかということで判定をさせていただきます。交付が決定いたしましたら、支援金を行政区のほうにお支払いいたしますので、行政区のほうで必要な物資等の購入を行っていただくということになります。その後、実施報告書、それから、収支決算書、領収書の写し、購入された物資の確認ができる写真等を提出いただくということにしております。

それから、収支決算書で余剰金が出ましたら、余剰金については市のほうへ返還をしていただくということで考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

今の話の中に使途ですね、どういうものに使えるかということについては結構幅広く使えるようなお話でしたけど、例えば、中の備品の中でエアコンというのも避難所に対して必要だろうし、エアコンが壊れかかっている、古くなっている、そういうときに使えるのか、あるいは今現状テレビは置いていないんだけど、避難所の方に対してテレビぐらいは許容範囲なのかという、このあたりを含めて実際案内されるときにどういうものを使えるというところはきっちりと行政区長あたりに示していただけるのか。このあたりの案内方法ということも含めてお尋ねいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えいたします。

この後、自主防災組織支援金についても質疑があるかと思いますが、ちょっとそこら辺も関連してきますけれども、併せましてお願いいたします。

地域活動支援金につきましては、行政区が行います地域活動において感染症対策に必要な物資を購入するというので先ほど説明をさせていただきました。あわせて、公民館の環境整備ということで行っていただくということも目的としております。

それから、自主防災組織でございますが、こちらは地域の避難所の整備ということで想定をされております。地域の避難所といいますと、ほとんどが公民館が避難所ということになりまして、どちらも公民館の整備ということにはなってくるかとは思いますが。

ただ今回、行政区に対する支援金と自主防災組織に対する支援金については目的が違いますので、例えば、今言われましたエアコンであるとかテレビにつきましては直接行政区の活動とは関係はしてこないものと認識をしております。ただ、自主防災組織のほうの観点からいきますと、避難所ということであれば、分散避難をされるということで、そこで情報収集の手段にテレビは当然活用されますので、そういった形で支援金については今回については使い分けをしていただければいいのではないかと考えております。

○8番（高橋信広君）

分かりました。

あわせて、次の2款1項、8目のほうですね。自主防災組織活動支援金、今、総務課長からあったように、私どもの行政区もそうですけど、公民館で自主防災組織のいろんな備品も含めてやっているというところは結構多いと思うんですね。そういう意味ではこの両方を合わせて使えるかどうかも含めて、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思えます。

自主防災組織に対しては最大300千円という、最大という言葉を使っていますけど、これについての先ほどの地域に対してのやり方と若干違うような気がしますが、このあたりいかがでしょう。

○総務課長（秋山 勲君）

先ほど公民館の件についてお話をいたしましたけれども、公民館につきましては地域活動を行う施設である一方で、非常時には避難所ということで活用されております。

今回の支援金につきましては、それぞれ目的が違いますけれども、感染症対策として公民館の環境を整備していくということで、行政区としての取組と、それから、自主防災組織としての取組と、その両方から取組を進めていただきまして公民館の整備を行っていくということも可能ではないかと考えておりますので、それぞれ支援金については併用して活用していただくということも可能ではないかと考えております。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、2つの考え方があるように理解していますが、自主防災組織が公民館を中心にやっているところについては一つの抱き合わせの中でしっかりと予算を取れると、片一方で、自主防災組織が独立しているところについては単独でやるという、そういう切り分けをするということでこの2つに分けられたということで理解してよろしいのでしょうか。はい、分かりました。

あと、最終的にちょっと気になるのは、どこまでどういうものがあるかとか、特に自主防災組織で購入する中に、例えば、止水板であったり、そういう何かアイテムをある程度こういう効果があるというところ、そういうお知らせ、提案というところについては何かお考えあったら、教えてください。

**○総務課長（秋山 勲君）**

地域活動支援金につきましては、行政区長会でまずはこの支援金に対しての制度について説明を行いたいと思っております。

また、185全ての行政区が対象でございますので、各行政区長さんにつきましては今回の支援金のお知らせについて通知をさせていただきたいと考えております。その中でどういったものが対象になるのかということで具体的に例示したものを一緒に示しながら、分かりやすく周知を図っていきたいと考えております。

**○8番（高橋信広君）**

この段階でスケジュールというのは言いづらいところはあるかもしれませんが、一応今のお話からいくと、行政区長会に諮って、それで、案内していかれるということで、今月いっぱいには案内が行くということで捉えてよろしいでしょうか。

**○総務課長（秋山 勲君）**

今、議員おっしゃったとおり、今月の行政区長会の中で周知をしていきたいと考えておるところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

台風10号も来ていますし、またさらに災害が起こる可能性もありますので、できるだけ早い支援をしていただくようによりよろしくお願い申しまして、私の質疑は終わります。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第93号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 令和元年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、順次質疑を許します。8番高橋信広議員の質疑を許します。

○8番（高橋信広君）

3点お聞きしたいと思います。

まず、7款1項、2目の伝統工芸品情報発信事業ということで出させていただいています。

まずお聞きしたいのは、MOMAという大変世界的に有名な企業ではあるんですが、日本にはというより、特に九州にはなじみがない会社でもあるということで、この事業のMOMAの位置づけというか、どういう会社であるかということも含めて少しここまでの流れのことを御説明いただけますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

MOMAにつきましては、企業ではなくて、ニューヨークにある美術館の名称でございまして、そこが行っております販売、この辺でいうなら美術館を併設された販売所みたいな感じなんですけど、ただちょっと規模が違ってございまして、日本では東京の銀座と表参道に2店舗、それと京都のほうに1店舗あるということで、合計3店舗があると聞いております。

また、世界的には約800点の店舗を展開して事業展開されていると聞きますし、あわせて、この時代ですのでインターネット等での通販の状況等も聞いているという状況でございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

過去2年、もう既に進捗はしていることは承知しておりますけど、ここまでの今回のこの事業に対しての進捗成果というところには、2次審査が終わって及び最終審査の結果というところまで行っていると。今後のこの商品化の見通しというところについて少し、それから商品化について大体どのくらいの――試作というのも当然あると思うんですよね、その試作品を最終的にはどのくらいの製品化が見込めるものなのか。あくまでもこれは見込みでしょ

うから、この時点で分かる範囲で教えていただければと思います。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

事業の進捗状況についてお答えさせていただきたいと思います。

こちらの事業は平成30年度から事業を実施させていただきまして、メインの事業としてはニューヨークにあります先ほどSVAという大学の学生さんやデザイナーさん、そういったところと八女の伝統工芸の職人さん、そういったところをつないで、そこをコラボさせて商品化できないかというところがございましたので、交流事業をメインとしながらさせていただいておりました。

その成果として、平成30年度と令和元年度合わせまして約120のデザインがMOMAのほうに出されました。これをMOMAのほうで審査をしまして、今年の1月にこの120のデザインの中から8作品を候補として絞られたという連絡が来ました。

そして、その後、デザイン以外の項目等を全体的に検討されまして、コロナの影響があったとお伺いしておりますが、今年の8月にその8作品のうち4作品について、より詳細な打合せを行いたいということで、具体的な企画、そういった部分の検討が今されているような状況でございます。

今後、商品化のめどという部分につきましては、この4作品がメインになってくると思いますが、ただ検討段階で時間がかかっています。ニューヨークのほうもコロナの影響が大変大きいとなっておりますので、その辺がどうなっていくのかという具体的なスケジュールについては現在、不透明な状況でございます。

ただ、MOMAとの窓口でJGという会社を入れておりますので、そことの連絡を取りながら商品化に向けた過程を踏ませていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、今の段階ではまだ流通網とか、そのあたりまでは行っていないということでしょうか。そこまで行っていますか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

現段階におきましては、デザインが確定されているような状況でございますので、まだそのデザインが、まず絵の部分でございますので、商品化になるのか、実際作ってみて作れるのかという部分も含めまして検討がされております。

ですから、商品化を目指しておりますけど、今年度中とか、どこまでというところについては、具体的なスケジュールは確定していないという状況でございます。

**○8番（高橋信広君）**

この件については、まだ進捗が今のお話のとおりということもありまして、ただ、やっぱりグローバルな事業でございますので、我々も非常に、大変期待しているところです。

そういう意味では、市民の皆様にも発信できる時点ではぜひこういうことを八女市としても取り組んでいるということ発信しながら、成功に向けていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、8款4項、4目の八女と森とまちによる循環型のまちづくり事業と、これについても2度ほど私も質問はしておりますので、あくまでも進捗というところでしょうけど、今現在、八女流通資本株式会社のほうでこれは担当いただいているということは認識しております。

まず、商品化、製品化の状況、それから販売状況というところ、それから併せて今回、出させていただいています、資料としても出していますこの八女材活用ガイドブック、このあたりのことも含めて、この活用をどういうふうに、それから部数はどのくらい作られたのか、立派なものを作らせていただいておりますが、このあたりのことを含めて、販促物も含めて御説明いただければと思います。

#### ○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

さきの3月議会のときに、若干御説明申し上げたものと重複するかと思いますが、御容赦お願いいたします。

まず、商品でございますが、天然乾燥や葉枯らし乾燥による八女材のムク板を製造いたしております。令和元年度の販売実績といたしましては31.1立米、金額に直しますと5,180千円という状況でございます。

販路でございますが、市内に限りますと、バス会社の営業所、洋菓子店、市外では久留米市の工務店や福岡市の賃貸マンションのリノベーション、こういったところ、それと、東京都の飲食店向けの床材、内装材としての販売実績もございます。

現段階の状況ということではちょっと入ってまいりますけれども、今年度は新たに家具用の材ということで、テーブルの企画などが進んでいるようでございます。また、インターネット上で材のサンプルを配布するということで、広くプロの方に八女材の実際のサンプル材を配布している、そういった取組もあるようでございまして、販売実績も昨年比上々のようでございますので、引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ガイドブックでございますけれども、こちらやはり制作の目的としては事業会社でございますので、セールス、販売促進ということになるかと思っております。

材の魅力というのは、一般的には無機質な数値の表現とかでございますけれども、このガイドブックでは材が生まれたまちの状況でありますとか、それを作った人たち、それを使っ

た暮らしの状況などを伝えて、八女材の魅力というものを多面的、多角的にお伝えしたいと、そういった趣旨で制作されたものでございます。

制作部数でございますが、申し訳ございません、把握しておりません。やはり営業用の部数ということでございますので、それなりに部数は作られているものだと思います。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

それと、この材料のほうで、製品のほうで、いわゆる使い方としてはホームユースとコントラクトユースという考え方があると思うんですけど、住宅用と、それからもう少しハードな耐久性が要るような、そういうところからいったらどちらにシフト、あるいは両面ちゃんとやれるような商材を目指しておられるのか、このあたりいかがですか。

#### ○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

やはり製材の、例えば設備の状況でありますとか、そういった技術のレベルがございまして、まずは板材からということで取り組んでいらっしゃるようでございます。

ですから、内装材であるとか、先ほども申し上げましたように、家具の一部、それにデザイン性というか、そういった企画ものを加えながら、そういった展開が今後、考えられているようでございます。もちろんそれ以上に多用途に対応できるような製品ができれば、それにこしたことはございませんが、現在ではそのような方針で経営されているようでございます。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

分かりました。まだまだこれからではございますが、この事業についても非常に私自身も興味はあるし、ぜひ成功していただきたい事業でございまして、さらに頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

最後に、アンテナショップ事業について、これは一般質問ではしていましたが、ちょっと今回、この事業について、決算段階で質疑をしたいと思います。

この直近の5年間の販売実績のほうを出していただいていますけど、過去から、要は1億円という金額、アンテナショップで1億円というのは非常に高いレベルにあるということは認識しております。

ただやっぱり八女市のこのアンテナショップの在り方から見ると、毎日の生鮮食料品、あるいはいろんな毎日毎日の消耗的な品物が大半でございまして、どうしても単価というところは800円からなかなか上がらない、そういう意味で、過去に単価アップの一つとして、ぜひ酒を置いてくださいよということをお願いしていましたが、なかなか手続上難しいと

ということで、ここまで来ております。ここの単価をどうされるかということと、それから併せて今回、令和元年度の臨時休業の結果というところがこの関連で少し落ちているのがそういうことかというのを確認も含めて、これについてお答えいただけますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

2点あったかと思えます。

まず、客単価、こちらを上げるための努力ということですが、議員がおっしゃいましたように酒造、要するに飲み物、飲料部門についてが一番やっぱり収益が上がります。特に八女につきましては、お酒だけではなくて地ビール、ワイン、そして日本茶、そういう水物がございまして、今後の展開の中でそういう取組をさせていただきたいと。

前回、お答えしたときには、ちょっと酒造の免許が厳しいという話だったんですが、今回、ちょっと調査したところ、今はコンビニ等でもお酒をばんばん売っておりまして、近隣の酒屋さんへの承諾も必要なくなっているということから、現在、取得に向けて準備を図っておりますし、実際、福岡市内の行政書士さんと連携を取って進めているところでございます。それが客単価を上げるということですね。

それともう一つは、やっぱり野菜、5年間の収益を出しておりますが、大体平成25年6月にオープンしまして、毎年1億円ぐらいの収入を得ております。

ただ、議員がおっしゃいましたように、100円の大根とか白菜を山のようにトラックに積んだとしても千円の八女茶にはやっぱり収益的には勝るものがございまして。ですから、内容を見直すということ、今後、取組といたしましては、ただ単なるお野菜屋さんということで売るのではなくて、客単価を上げるための要するに進物ものの販売であるとか、あと情報発信の基地でもあるということ、それともう一つは、やっぱり福岡から流入をするときに、一番窓口になっていただきたいと思っておりますので、そこも検討していきながら今後のアンテナショップの運営に携わっていきたいと思います。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

今、アンテナショップもこれは8年目に入ったところですかね。私もアンテナショップを年一、二回は行くんですが、やっていただいているところについては一生懸命やっていただいて、成果がこうやって1億円と上がっていることには非常に敬意を表するところなんですけど、ただアンテナショップという考え方をもう少し本来のアンテナショップというところで、どうしたらいいのか、今後の在り方というところについては以前も市長、いろいろ検討しているということもおっしゃってございましたし、アンテナショップの概念を少し変えて、今、やっている販売を中心ということは、もちろんこれは成果が上がっていいことなんです

が、やっぱり特産物であるとか、伝統工品のPRとか、それからもう一つは観光にとか、それから今後はもう少し移住・定住というところこここの拠点をうまく利用する、そのために将来的なところを考えると、東京進出というのは一つの考え方であろうかと思うんですね。

実質、日本の中では去年の実績で83自治体、それも2万、3万の自治体が行ったり、どうも裏にはやっぱり人、移住を促進するためのいろんなパイプをつくっていくということも多分あると思いますし、近くでは久留米が事務所を持っています。そういうことも含めて、アンテナショップの在り方と、そういう移住政策と一つのセットとして今後、考えていかれるのかどうか、これについては市長はどういうお考えか、お聞かせいただけますか。

**○市長（三田村統之君）**

お答えいたします。

おかげさまで、アンテナショップ、順調とまではいきませんが、それなりの効果を発揮していただいているところでございます。

ただ、やはり福岡の中心部、渡辺通りですから、いわゆる今、議員おっしゃるように、観光の分野、ここにやっぱり今もやっておりますけど、さらにアイデアを生かして八女の魅力をどう発揮していくのか、お客様に紹介できていくのか、それとやはり八女に魅力を感じて、今、おっしゃるように定住等も含めて、そういう一つの福岡都市圏の中で発信していく、そういう面も出していかなければ、これからはいけないのではないかなと思っております。

ただ、非常にやり方によりますけれども、店舗の面積もそんなに広いものではございませんので、できる限りのアイデアをこれから検討して、そういう面での役割も果たしていけるように努力をしていきたいと思っております。

**○8番（高橋信広君）**

市長に今、お尋ねした中で、福岡県というところも一つではありますが、ここを残しながら、あるいはここを変えて、東京進出ということについてはどうお考えかということをお聞きします。東京へ行くことで定住、それから移住を促進するような一つ事務所も含めたアンテナショップがあると、そういうイメージの。東京でございませう。

**○市長（三田村統之君）**

お答えいたします。

実は過去に羽田空港の管理会社から実はアンテナショップを出さないかと、ステージもあるからいろんなことができますよという話をある人を通じてお話をいただいたことがあります。

ただ、賃借料がめちゃくちゃ高いんですね。だから、そのときは残念ながら対応することができませんでしたけれども、じゃ、何かほかに方法があるのかというのは、やっぱりおっしゃるように、やはり東京が我々としては観光の分野にしても、あるいは物産の販売に

しても魅力を東京で発信しなければならないということはもう当然のことで、努力をしなきゃいかんと思っておりますけれども、今後の課題として検討してはいかなきゃいかんじゃないかと。一度はそういう話はあったんだけど、とてもじゃないけど、びっくりするほど賃借料が高くて、ちょっと考え直したところでございます。今後、よく検討してまいります。

**○8番（高橋信広君）**

最後になりますけれども、東京についてはアンテナショップの生かし方というのもあるんですが、この一般質問でも出ておりました、やっぱり東京一極主義を分散化させると、そういう意味で、外からこちらに呼んでこられるという、あるいはオンラインを使うということもあるんですが、八女市自ら東京に拠点を持つことで、たくさんの人を呼び込むという、そういう戦略も必要かということでちょっと申し上げましたので、ひとつよろしく願います。

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

17番森茂生議員の質疑を許します。

**○17番（森 茂生君）**

2点発言通告をしております。

まず1点目に、国民年金の委託金について、どのような使われ方がされているのか、14,000千円ほど国からの委託金が来ているようですけども、その使い道についてお尋ねします。

**○市民課長（野田勝広君）**

お答えをいたします。

国民年金事務委託金につきましては、申請の段階で国が作った作成要領に基づき、年金の事務に係る経費を積み上げました事務費決算報告書というものを提出いたします。

今回、御質問の事務委託金の使途につきましては、ただいま御説明をしました事務費決算報告書において、積み上げた決算額に対して交付をされるものでありますから、その中身につきましては年金業務に携わる職員の人件費、それから年金業務に必要な物件費、この2点でございます。

**○17番（森 茂生君）**

人件費とかいろいろもろもろあるかと思っておりますけれども、その内容についてもう少し詳しくお尋ねします。

**○市民課長（野田勝広君）**

お答えをいたします。



まず、先ほどお答えした人件費、これにつきましては、年金業務に携わる職員の給与、職員手当、共済費、これの合計でありまして、詳しい内容につきましては担当課長、担当係長、年金の担当者、それから各支所1名ずつぐらいの人件費をそれぞれが請け負っている業務の中でどの程度の割合で年金業務に携わっているかという数字を案分して出しました。それを積み上げた数字が人件費で要求をしておる分でございます。

ちなみにでありますけれども、積み上げた数字については22,564千円ほど要望というか、報告書を出しております、最終的に国から来ている委託金の額は11,300千円ほどでございます。

もう一つが物件費ということでありまして、年金の事務を行うに当たって必要な臨時賃金であるとか職員の旅費、電話や郵便料などの役務費、消耗品等の需用費、それから金額が大きいものは年金に係る電算システム委託料、それから電算機器使用料、そういったものを全て積み上げますと、これが11,300千円ほどになります。

これに対して、交付額が3,510千円ほどあっておりまして、最終的にはこちらからの決算額の積上げといたしましては33,870千円ほど国のほうに出して、実際は今回の歳入の決算額であります14,819千円ほどが交付をされておるところでございます。

#### ○17番（森 茂生君）

それは分かるんですけども、職員の方々が具体的にどういう事務をされているのかをお尋ねしているわけです。

例えば、恐らく2種類あると思います。以前はこれは機関委任事務といって、国からの事務をやっていたんですけども、地方分権一括法によってなくなって、今は法定受託事務と、もう一つ、市町村との協力連携、この2種類が大きく分けられて年金事務が市町村で行われていると私は理解をしております。

この中に具体的に受託事務については8項目、そして協力連携についてはいっぱい相談だとか申請者免除の案内送付とかももろもろあるようです、いろんな相談を受けたり。この中に、事務の内容に受託事務については8項目書いてありますけれども、その中に5番目ですけども、保険料の全額の4分の1、2分の1の免除、学生納付金の特例、若年者納付申請の受付、申請に係る事実を審査するとともに厚生大臣に報告するとかももろもろになっておりますけれども、1つが保険料の免除申請とかが含まれているかと思えます。その中で、今、これは決算ですので、2月、3月、コロナがはやりましたけれども、例えばコロナの減免の事務はされているのか、昨年4月から妊産婦の免除規定が設けられております。そういう事務がどのように行われているのか、そういうのを例えば周知の方法です、そういうのを市町村でやっているとは理解をしております。どのようにやられているのか、お尋ねします。

#### ○市民課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

議員申されますように、国民年金の業務につきましては、本来、国が果たすべき役割のもので法令や政令に基づいて市町村が処理をすることとされております、いわゆる法定受託事務として一番身近な窓口であります市町村が事務の一部を請け負っているものでございます。

先ほど議員が言われました法定受託事務の一覧の中に、申されました要件が確かに載っております。

まず、保険料の免除とか減免とか、そういった申請につきましても当然、市町村のほうで請け負っておるわけでもございまして、先ほど議員が申された内容のものにつきましても、市町村でやっております。

市町村ではやっておりますけれども、うちのほうで裁定をして決定しているというものはございませんので、うちのほうで住民の方からお預かりしたものを年金事務所のほうに送達しておると、決定までしておるわけではないということをお願いしたいと思っております。

#### ○17番（森 茂生君）

具体的にお尋ねしますけれども、昨年度より妊産婦の減免が導入されております。妊婦さんは4か月間は保険料を免除されます。一切の不利益は受けません。双子の場合、予定日の前後合計6か月です。

それですと、金額にすると相当大きくなります。今の保険料が16,540円ですので、掛け4として66,160円の減免がなされます。しかし、これは申請減免です。申請がなければ自動的に減免されます。ですから、こういう周知を例えばインターネットでされているかどうかお尋ねします。

#### ○市民課長（野田勝広君）

お答えいたします。

確かに市町村がそういった事務を請け負っておるものでありますので、議員申されますように、もうその辺についての周知もうちのほうでやっていかななくてはならないと思っております。ちょっと私、そこら辺の周知がうちのほうでやったかどうかというところを本日付けで把握しておりませんので、そのようにお答えしたいと思います。

#### ○17番（森 茂生君）

先ほど言いますように、妊婦さんはこれはもう間違いなく受けられます。100%、死産の場合でも。これは先ほど言いますように、申請がなければ自動的に来ません。その役割を大きく担っているのが市町村です。

コロナの減免にしる、この妊婦さんの免除にしる、幾らホームページを見ても八女市の場合には出てきません。来るときも見ましたけれども、出していないんでしょう。インターネットで周知していないんでしょう。

**○市民課長（野田勝広君）**

お答えをいたします。

今回のコロナに係る減免の分については出しておりますけれども、今、御指摘をされております妊産婦の分については確認はしておりませんが、恐らく議員申されますように、周知をしていないんじゃないかと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

ホームページが全てというつもりはありませんけれども、1つの大きなツールというんですかね、媒介ですので、これは広川を念のために見ました。ちゃんと両方とも周知されております。久留米も見ました。久留米もちゃんと周知されております。全部見たわけじゃありませんけれども、妊産婦の市町村減免状況というのとだっと出てきます。大きくほかの市町村は表示されております。幾ら八女市の場合を見つけてもないはずですね、していないから。やっぱりそれが一つの大きな市町村の年金事務を扱う私は仕事だと思うんですよ。

それをやらないと、もし漏れた場合、どうなりますか。後から請求ができますか。その妊産婦が例えばもう出産が終わってしまったという場合、どうなりますか。

**○市民課長（野田勝広君）**

お答えいたします。

最終的には日本年金機構が決定をされるということになっておりますので、最終決定についてはそちらのほうからあるものと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

そいけん最終的には年金ですけれども、きちっとして相談業務もちゃんとしなければならなくなっております。相談業務をするからには当然、制度を熟知したものでないと相談は受けられないと思います。

二、三日前、年金事務所に電話しましたら、まだ去年から始まったばかりですので、確かに周知が完全ではありませんというのは認めて、やっぱりぜひ市町村も協力して皆さんが漏れないようにしていただきたいという返事でした。

もし申請を忘れた場合どうなりますかとの問いに、これは期限がないそうです。ですから、後からでも申請をしていただければ免除します。これを免除するに当たっては、一切の不利益はないということです。もし納めているのであれば還付しますということです。今からでも遅くはないわけです。しかし、申請がなければ、向こうから自動的に戻さない。ですから、この協力連携の中に、申請免除該当者への案内状送付というの也被含されております。しているところもあれば、していないところもあるみたいですが、これは100%把握できるはずですよ。母子手帳というんですかね、ああいうところがありますので、その人たちはきちっとこういう免除規定があります、そういうのをぜひこれ漏れなくしていただきました

と思います。そこら辺、ちょっと部長、確約をいただけますか。きちっとした周知をするということで。

**○市民部長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

今、御指摘いただいた点につきましては、帰りまして担当課、担当職員等々と協議をいたしまして、早々に対応いたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**○17番（森 茂生君）**

コロナに関しては周知しているということでしたけれども、少なくとも私が検索をかけた、いろんなどころを見ましたけど、たどり着きませんでした。

もし周知しているのであれば、もう少し見やすいところにしていただかないと、必死になって見つけても見つからないのはしていないのとあんまり変わりやせんと思います。ですから、もう少しこういう市民の利益になるようなものも取るほうは取るわけですので、そして法律で決まってしていいわけですので、十分そういうところにも周知をして、皆さんが少しでも喜ぶ、そういう市の行政をやっていただきたいと思います。

コロナにしる、この妊産婦にしる、ほかにもっとあると思います。ぜひ情報発信をしていただきたいということで、よろしくお願いしておきます。

2点目ですけれども、これも1つは減免で、私が以前、恐らくこれは県の資料だと思います。平成30年度の八女市の介護保険料の減免ですけれども、八女市と広川だけがゼロです。あとはそんなに大きい数字ではありませんけれども、減免が行われております。

資料をいただきましたけれども、平成24年度は597名とかなり多くの方が減免を受けてあります。ところが、平成25年度、平成26年度というところとゼロです。平成27年度が1人、令和元年度は2人ということで、多いときはあるけれども、通常あんまり減免が行われていない。ここに減免の、ここでする申し上げてもあれですけれども、3項目の例えば風水害を受けたとか、火災を受けたとか、それに収入が激減した、それともう一つは生活保護を受けられる人だけれども、生活保護を受けていない人は該当しますよということでありますけれども、それでよろしいでしょうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました減免に該当する部分ですけれども、今、災害、それから収入の激減、昨年度の収入よりも激減した場合、それから生活保護を受けない生活保護基準の方に対して、あとほかに、例えば海外に長く行ってある方ですとか、介護保険の施設ではない、例えば精神科関係の病院に長く入院なさっているとか、そういう介護保険の該当にならないような方について、免除の規定が設けられております。

**○17番（森 茂生君）**

私はこれをきちっと対応すれば、相当な方が私は減免の対象になるんじゃないかと思っています。

ただ、本人のこれも申請ですので、本人の申請がないことにはということだろうと思えますけれども、例えば介護保険料の未済額一覧も当初は少なかったんですけれども、最近見たらびっくりするように増えています。もう令和元年度は9,650千円、その前の年が6,970千円、平成29年度が4,540千円、以前はもう何十万円ぐらいでずっと推移してきたのが、平成24年ぐらいから極端に1,000千円が2,000千円になり、2,000千円が3,000千円になり、3,000千円が4,000千円になりと増えていって、トータルの29,000千円という結果になっております。そして、これを見ると、分納中が106人、滞納処分が必要な方が233人となっています。

ほとんどの場合、特別徴収、これは御案内のとおり年金天引きです。よく見ると収納率は100%です。普通徴収、これがいわゆる年間800千円、一月150千円以下の人ですから、年金天引きはだめで普通に納める人、その人たちの滞納が6.8%、収納率が90.44%になっています。1割の方ぐらいが滞納してあるということがこれから言えると思います。

ですから、そういう人たちの中にきちっと話を聞いて、これにびしっとさっき言われた該当するんじゃないかと私は思うんですよ。それをきちっと話を聞いて適用しようとしなから、ただ黙っとるから適用がないだけで、きちっと対応してその人の立場に立てば、私はゼロとか1人とかじゃないと思います。

その点をぜひ、こういう滞納してある方に差押え、滞納処分が必要というのも必要ですけれども、その前にきちっとしたこういうのは制度がありますよとか、それはしていただきたいと思います。どうしますか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

先ほど議員が滞納の原因というところで、年金が年間180千円未満の方が普通徴収になりますけれども、それ以外にも65歳になられてすぐの方については、普通徴収ということで、年金の特別徴収が開始されませんので、そういう方が年間1,000人程度いらっしゃるということと、それから介護保険料の基準額が3年ごとに上がってきている部分もございまして、そういうことでその滞納額というのも膨らんできていると考えております。

確かにそういう方の御相談を受ける際に、こういう減免制度の適用という部分まで含めて丁寧な相談を、納付相談について対応していきたいと考えております。

**○17番（森 茂生君）**

今、課長が言われましたけれども、担当部長はどちらですかね、確認しておきます。きちっと話を聞いて、されるかどうか。

○健康福祉部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

丁寧な窓口対応をするように現場ときちんと話し合っただ進めていきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

よろしく願いして質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

市民課長から発言を申し出ておりますので、許可いたします。

○市民課長（野田勝広君）

先ほど森議員から御指摘がありました、まず妊産婦の減免の周知、これにつきましては、母子手帳の交付時にチラシを個人個人に渡して周知を図っておるということでもあります。

ただし、これにつきましては先ほど言われましたホームページ等には載せていないようでございますので、そこら辺についてはさらにホームページでも周知するなどして徹底をしていきたいと思っております。

コロナの減免につきましては、ホームページの組織の市民年金のところに載せておりますが、確かに見にくいということであれば、もう少し目立つような工夫をやっていくようにしていきたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く21人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長は、予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会の分科会として審査していただきますようお願いいたします。

認定第2号 令和元年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会へ付託いたします。

日程第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

○議長（角田恵一君）

日程第2. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について決算審査特別委員会に委任することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

なお、会期日程では委員会を7日からとしておりましたが、台風10号接近に伴い本日議会運営委員会を開催していただきまして、8日からに変更いたすことになりました。審査のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時11分 散会